

事務連絡  
令和2年7月29日

一般社団法人 広島県資源循環協会 様

広島県環境県民局産業廃棄物課  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について

県の廃棄物行政の推進については、日ごろから御協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、消防庁予防課から新型コロナウイルス感染症対策に係る飛沫防止用シートの材質について着火・燃焼しやすいものがあることから、留意するよう周知依頼がありましたので、お知らせします。

担当 適正処理グループ  
電話 (082)513-2963 (ダイヤルイン)  
(担当者 福富)



事務連絡  
令和2年7月17日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
関係府省庁担当部局

] 御中

消防庁予防課

### 飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）

平素より火災予防の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところでですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、各業種の感染拡大予防ガイドラインに、シートの火災予防上の留意点を記載することにつきまして、貴府省庁所管の各団体に対して周知されるようお願いいたします。

#### 記

##### 1 ガイドラインへ掲載する文例

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

##### 2 その他

燃えにくい素材の考え方については、別紙を参考とするようお願いいたします。

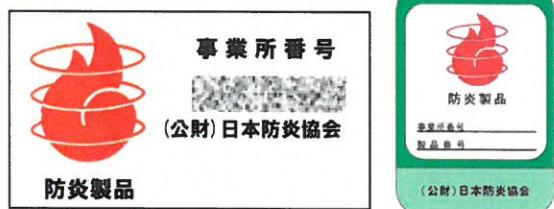
消防庁予防課企画調整係  
担当：木村、能仁  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

### 燃えにくい素材の考え方について

- 一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。
- 難燃性、不燃性、防炎製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

#### 参考

シート類については、(公財)日本防炎協会が定める防炎性能基準に適合するものが防炎製品として認定されているものがあり、防炎製品として認定された製品や材料には防炎製品ラベルが貼付されている。



[防炎製品ラベルの例]